

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について

1. 計画の概要

漁業被害や生活環境被害等を引き起こすカワウについて、生息動向や被害状況を把握し、ねぐら・コロニーの分布管理を行うための体制を整備するとともに、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施し、被害の軽減と個体群の安定的維持を図る。

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画。

2. 計画で定める事項

- (1) 第二種特定鳥獣の種類
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
- (3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- (4) 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
- (5) 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業の実施に関する事項
- (6) その他第二種特定鳥獣の管理を図るために必要な事項

3. これまでの経過・次期特定計画期間

総合対策計画期間	平成19年4月1日～平成22年3月2日
第1次特定計画期間	平成22年3月3日～平成25年3月31日
第2次特定計画期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
第3次特定計画期間（現行）	平成30年4月1日～令和5年3月31日
第4次特定計画期間（次期）	令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 計画策定スケジュール（予定）

時 期	概 要
令和4年7月	環境審議会への諮問
令和4年7月	カワウ特定計画検討会（骨子案について）
令和4年7月	カワウ総合対策協議会総会（骨子案について）
令和4年9月	カワウ特定計画検討会（素案について）
令和4年9月	カワウ関係者検討会（素案について）
令和4年9月	第1回自然環境部会（素案について）
令和4年10月	関係機関協議（市町等）
令和4年11月	第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和4年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和5年3月	計画の策定・公表

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）策定のポイント

1. 現状を踏まえた管理体制の構築

【背景】

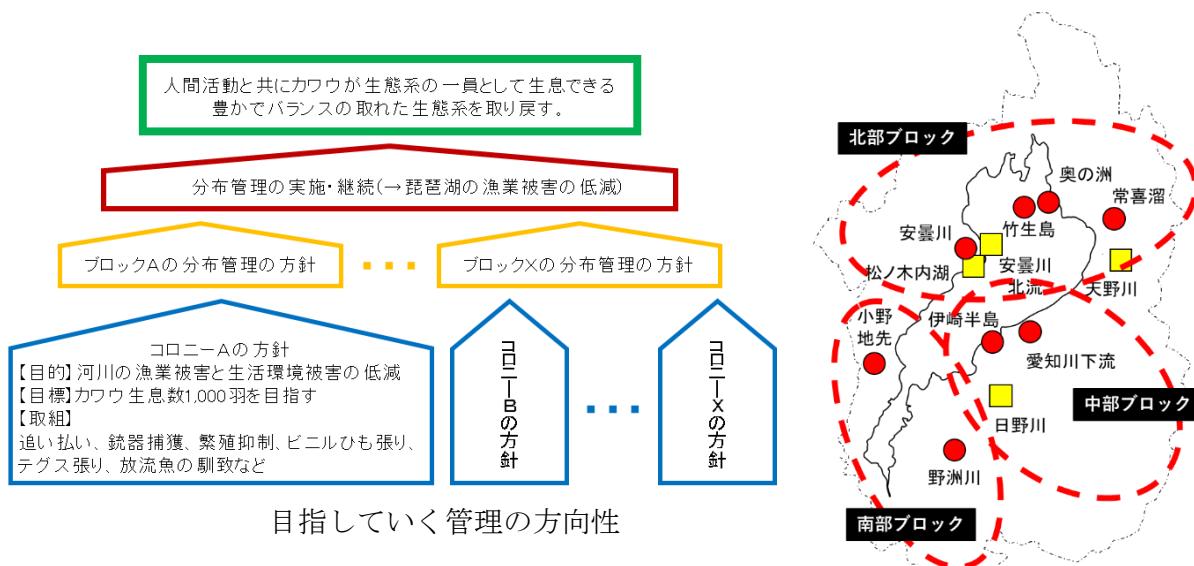
生息区域が分散化し、ねぐら・コロニーの箇所数が増え河川や内陸部にコロニーが形成されるなどカワウの状況は変化しており、これまでの竹生島コロニー等に集中したカワウ対策から地域の実情に応じた対策が必要な状況になり、新たな局面に直面している。

【方向性】

ねぐら・コロニーが内陸部の河川等に分散化されているなど、カワウの生息状況の変化に順応的に対応するため、ブロックごとの分布管理を行う体制を構築する。

合意形成や連携の流れは下記のとおり。

- ①ねぐら・コロニーごとの方針を関係者で検討・合意する。
- ②県内のカワウの分布管理のため、本計画との整合を図りながら、一定範囲内（ブロック）のねぐら・コロニーごとの方針を前提としたブロックの方針を、関係者で検討・合意する。
- ③ブロックごとの分布管理の方針およびねぐら・コロニーごとの方針に基づいた対策を実施していくことで、各被害の軽減等を図る。



2. 特定計画の構成の見直し

現行の特定計画では竹生島や伊崎半島等の経緯や図表等でページ数が多いこと、および、県内のカワウの生息状況の変化を踏まえ、県民が手に取って見やすい計画となるよう、構成を変更する。

- ①竹生島や伊崎半島等の経緯や図表等は必要最小限とする。なお、竹生島等の経緯については巻末資料にまとめる。
- ②関西広域連合圏内のデータや図表等は関西地域カワウ広域管理計画を参照とする。
- ③重複した内容の記載がないよう、章立て等の構成を変更する。

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画 対比表

